

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年8月20日
住まいまちづくり課

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正案に係るパブリックコメント及び県民参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年7月23日（火）から8月12日（月）まで
- (2) 周知方法等 ・ホームページへの掲載
・県庁県民参画協働課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- (3) パブリックコメント受付意見数 8件（3人）
- (4) 県民参画電子アンケート回答 502件

ア) 入居に際し、連帯保証人1名を要する現行制度を維持することについてどう思うか

良い	悪い	わからない	その他
64% (320人)	9% (47人)	24% (121人)	3% (14人)

イ) 連帯保証人が保証する極度額を入居時の家賃6月分に相当する額とすることについてどう思うか

適当	多い	少ない	わからない	その他
47% (234人)	21% (107人)	6% (29人)	24% (120人)	2% (11人)

ウ) 連帯保証人の確保ができない入居決定者には、保証人に代えて家賃債務保証業者による債務保証を認め、債務保証契約を引き受けてもらえない場合は連帯保証人を免除することについてどう思うか

良い	悪い	わからない	その他
49% (247人)	16% (78人)	29% (145人)	6% (32人)

(5) 主な意見と対応方針

対応の区分は、盛込済(◎) 一部盛込済(○) 今後検討(△) その他(-)

ア) パブリックコメント

主な意見	対応方針	対応
生活保護世帯、住民税非課税世帯の入居は連帯保証人を免除すべきである。低所得の県民に住宅を提供する責務を果たす上からも連帯保証人の条件を設定しないようにしてほしい。	連帯保証人は、滞納家賃の支払い、納付指導、生活の支援、所在不明時の連絡などの役割を果たしており、入居者の居住の安定及び滞納の抑止に寄与していることから、連帯保証人制度を維持することとしている。	-
生活困窮者に必要なのは社会の多方面の支援、人間の尊厳にふさわしい住環境の提供だと考えるので、見直し案には賛成できない。現行の連帯保証人の免除規定を全ての入居者、希望者に適用すべきである。	入居者が連帯保証人から援助を受けて支払う場合もあり、連帯保証人が実態としてどの程度支払っているのかまでは把握できない。	-
どの程度の連帯保証人が入居者に代わって家賃の支払い義務に至っているのか。制度を継続する場合、その根拠として連帯保証人の役割を示す、実態、数字を県民に提供すべきである。	入居者が抱える生活上の課題への助言、援助や所在不明の場合の居場所の確認・連絡などの役割を果たしている。	-
連帯保証人が果たす役割について、どんなことが「支援」、「連絡」なのか具体的に理解できない。情報不足であり、条例改正は拙速である。	連帯保証人が確保できない場合は家賃に関する保証委託契約の締結により連帯保証人を免除することとしているが、申し込んでも契約を引き受けてもらえないことも想定されるので、その場合はやむを得ないものとして、連帯保証人を免除することとしている。	-
保証委託契約の締結の申し込みをしたにも関わらず、契約の締結に至らなかった者は連帯保証人が免除になるとしているが、保証委託契約を締結した者を免除することと、どう違うのかわからない。		
保証委託契約を引き受けてもらえない世帯は連帯保証人を免除するくらいなら、保証会社に契約を求めるとはならない。		
公営住宅法の本来目指すべきであった理想からかけ離れた現実を改めて分析し、本来の軌道に修正した上で、「公営住宅法」以上に「鳥取県には人権としての居住権が確立された」と言えるような未来を目指していただきたい。	公営住宅法の趣旨に沿って、住宅確保が困難な方に低廉な家賃の住宅が提供できるよう、県営住宅の適切な運営に努めてまいりたい。	-
駐車場以外の場所に駐車させない、敷地内の清掃、草取り、ゴミの回収を住民に協力してやってもらうこと。	ご意見の内容については、改めて入居者に注意を促していく。	-

イ) 県民参画電子アンケート

主な意見	対応方針	対応
原則として現状を維持し、昔と異なる家族や人間関係の中で無理やり確保する際の負担等を気にかけながら、確保できないケースの間口を広げる方法が良いと思う。	<p>現行の連帯保証人制度（免除規定を含む）は維持しつつ、債務保証会社の利用を認めることにより、身寄りのない方など連帯保証人の確保が困難な方も入居しやすい改正案としている。</p>	◎
身寄りの無い方に対する例外措置はあっても良いのではないかと。十分な審査は必要と思う。		
高齢者・身体障害者、DV被害者は免除されているが、その他の事情で連帯保証人を頼めない方もいると思うので事情を聞いたうえで、連帯保証人を付ける付けけないと決めた方がいい。		
極度額の設定は過去、連帯保証人に実際に請求した費用の平均などを用いて一定額とした方がよいのではないかと。	家賃額は入居者の世帯収入、居住する住宅によって異なるため、極度額を一定額とすることは適当でない。	—
今後ますます該当者が増えると思うので、積極的に対応策を検討し、県が運営しやすいやり方ではなく、時代に即した県民にとって利用しやすい制度に整えていってほしいと思う。	今後も県営住宅が住宅セーフティネットとしての機能を十分果たせるよう必要な見直しを行っていく。	△
連帯保証人はいかなる場合もあった方がよいと思う。保証業者との契約なしで入居する人がいると、保証契約をして入居する人が損をするようなことがないか疑問で、安易に免除にすると不公平にならないかと思う。	安易な免除とならないよう債務保証会社から保証契約を引き受けてもらえない場合にのみ連帯保証人を免除することとしている。	◎
連帯保証人を免除する場合は、2か月滞納したら退去等、連帯保証人をつけた人とは別の厳しい制約をつけるべき。	<p>連帯保証人の有無に関わらず、滞納者には速やかな納付指導を徹底している。</p>	—
債務保証契約を引き受けてもらえない場合は免除もやむを得ないが、滞納したときに速やかに徴収していただきたい。		

2 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月 県議会に条例改正案を付議
 令和2年4月1日 改正条例施行